③実質公債費比率

- 実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。
- 実質公債費比率は、早期健全化基準（25%）を下回っています。
- なお、実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債の発行にあたり総務大臣の許可が必要となりますが、本市はこの基準も下回っています。

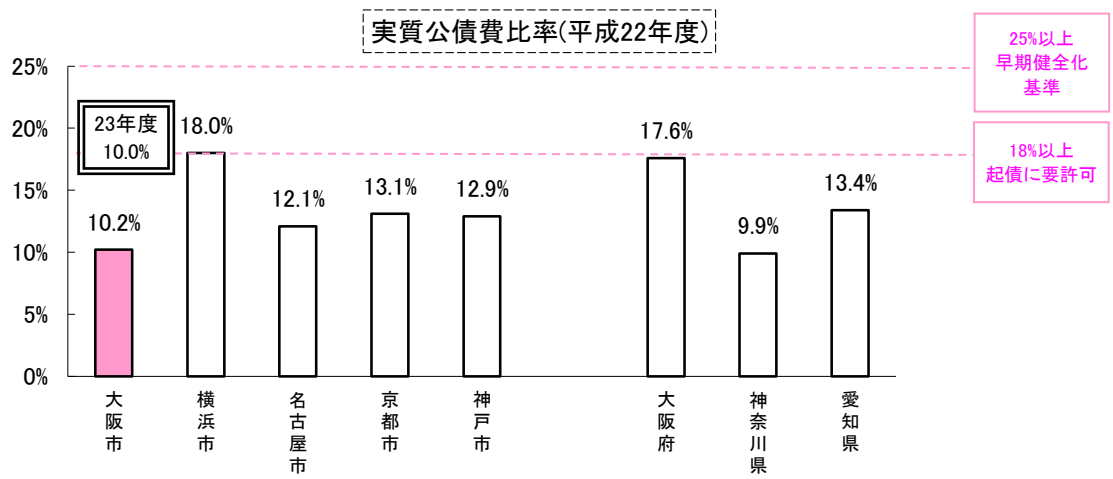

資料：総務省HP「平成22年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

④将来負担比率

- 将来負担比率は、借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 将来負担比率は、早期健全化基準（400%）を下回っています。

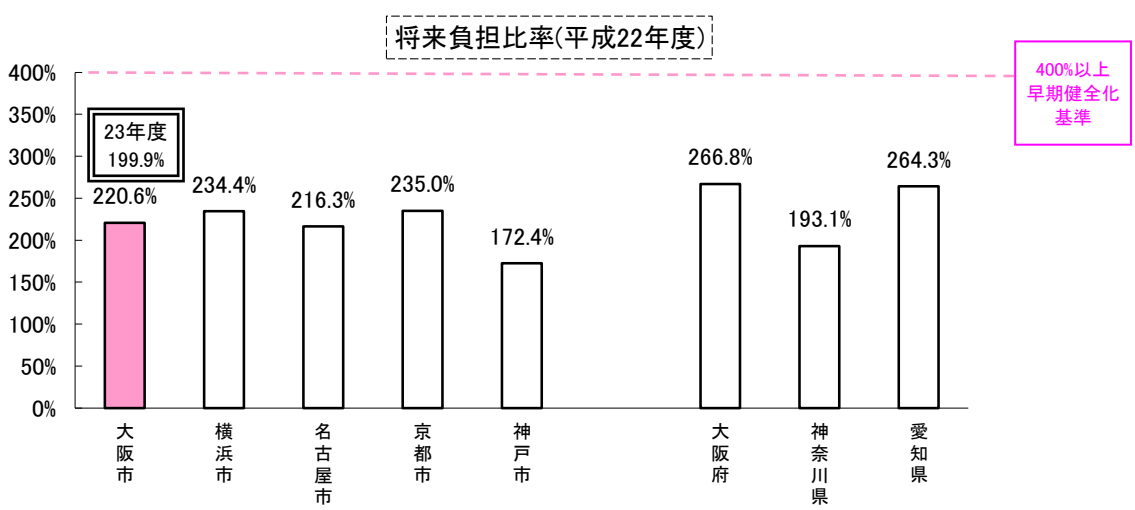

資料：総務省HP「平成22年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

第3セクター等の負債額等負担見込額内訳（平成23年度）　（百万円）

項　　目	損失補償付債務	算入率（%）	負債額等負担見込額
第3セクター等	55,438		42,887
株式会社湊町開発センター	5,558	100	5,558
アジア太平洋トレードセンター株式会社	26,926	100	26,926
大阪市街地開発株式会社	5,761	10	576
クリスタ長堀株式会社	9,009	100	9,009
大阪港埠頭株式会社	8,184	10	818
公的信用保証			17,475
合　　計			60,362

（参考）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。

【同意無】
・災害復旧等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）　←→　（財政悪化）

判断の基準

各指標の基準は次のようになります。
いずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合には、「早期健全化団体」となります。さらに、いずれかが財政再生基準（将来負担比率については、早期健全化基準のみ）以上となると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（普通会計ベース）	11.25%～15%（市町村の財政規模に応じて異なる）3.75%（都道府県）	20%(市町村) 5%(都道府県)
連結実質赤字比率（全会計ベース）	16.25%～20%（市町村の財政規模に応じて異なる）8.75%(都道府県）	30%(市町村) 15%(都道府県)
実質公債費比率（特別会計等を含めた実質的公債費）	25%	35%
将来負担比率（三セク等を含めた実質的負債）	400%(指定都市・都道府県) 350%(市町村)	―

健全団体　財政健全化団体　財政再生団体

また、公営企業会計については、次のようになります。
公営企業会計ごとに、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の策定が必要となります。

	経営健全化基準
資金不足比率	健全段階　20%　早期経営健全化段階